

日銀業第357号  
2019年5月15日

国債振替決済制度参加者 御中

日本銀行業務局

「国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」の一部改正に関する件

国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分に関し日本銀行が参加者に支払う手数料の領収書を2019年5月支払分から廃止すること（「領収書の一部廃止に関するお知らせ」（2019年3月29日付日銀業第300号））に伴い、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙3）の一部を別紙のとおり改正し、2019年5月20日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」中一部改正

○ 第三条第三項の次に次の第四項を加える。

- 4 参加者は、第一項の規定により支払を受けた手数料の額を確認し、これに異議がある場合には、当該支払を受けた日から十営業日以内に、日本銀行取扱店に書面により異議の申立てを行う。当該申立てを行わなかった場合には、当該手数料の額について日本銀行に対抗することができない。